

近衛殿兼實號九條殿至道家使其長子致實號九條殿貞永攝政良實號二條殿仁治爲關白實經號一條殿實治攝政及此兼平攝政號鷹司殿其子孫各相代爲攝關世稱五攝家或曰分攝家爲五、其勢也

〔光臺一覽三〕御攝家と申は、執柄家とも申、御家門とも申て、略往古は御一人一家にて有之候得ども、段々に御家分れ、近九二一となりたまひ、又近鷹と二家に分れ、都合へ近九二一鷹司と五軒にとくと分れたまふは、公家御衰微之砌、平時頼、後に最明寺と申せし人、御家門の權勢を弱まさん爲に、斯く五軒に極められし御事なり、

頭註、後深草院建長四年、兼平攝政、此流鷹司家也、此時可爲永々五流旨、時頼上表而被定處也、

〔薩戒記〕應永卅三年十二月廿七日丙戌、早旦參入道内相府殿足利義持、姉小路、萬里、稱歲末禮、近來諸人所

群參也、已刻入道殿令出座於會所、給之由、左中將雅兼朝臣告申人々、先僧中略此後俗中、前關白

滿教九條關白二條持基以上、右大臣、衣冠一前内大臣、洞院滿季參進時、令内内大臣房嗣四條大

納言入道直隆三條大納言三條公雅町實秀親右大將清通我德大寺大納言實藤大納言

寺清閑萬里小路大納言時房此人、不守位次、類謙退、先令大炊御門大納言、西園大炊御門大納言信

宗中御門大納言輔宣三條中納言西公保中院中納言通西園寺中納言名公葉室中納言宗花

山院中納言中略持忠、各構見參、了退出、此事每年之儀也、然而不能勞記、今日聊注之、此後予向所々、於

有由緒之所者、勿論、只就當時之權勢、到門々戶々、遂從之至、爲之如何、

〔戴恩記上〕ある時秀吉公略中藤原氏をやのぞみ、みんと申されしかば、いとたやすき事なりとて、

近衛殿久前より其御はからひ有ける時、玖山公補道聞召、五攝家ともにいづれも、今甲乙はな

けれど、も氏の長者とせらる、事は當家にきはまりたる事なり、近衛殿の御ま、にはなるべか

らすとどがめさせ給ふに、略下